## 総合運動公園駅照明設備他改修工事

## ◆工事の概要

· 発注者 神戸市交通局

·場 所 神戸市須磨区緑台

・工 種 電気一般

・内 容 別紙「契約変更理由書」のとおり

・工 期 令和4年12月28日から令和5年8月31日

## ◆変更契約の概要(第1回変更)

・変更契約日 令和5年8月18日

·契約金額(税込)変更前 56,697,300 円

変更額 1,045,000 円 変更後 57,742,300 円

・変更理由別紙「契約変更理由書」のとおり

#### ◆契約の相手方

神戸市灘区備後町2-2-4

星野電工(株)

代表取締役 古志 博通

## ◆備考

# 契約変更理由書

神戸市交通局

工事名

総合運動公園駅照明設備他改修工事

#### 契約変更の概要

- (1) 照明器具配置の設計図と現地での仕様・数量相違による器具仕様変更及び台数増減。
- (2) 更新照明器具増に伴う配線更新追加。
- (3) 仮眠室のコンセント新設追加。
- (4)分電盤室1の天井ボード撤去・復旧。
- (5)壁貫通の取止め。
- (6) 照明器具配線の一部につき、配線撤去不可のため、配線更新取り止め。
- (7)屋上階安定器収納盤の内部ブレーカー撤去。
- (8) 高天井照明の配線仕様変更。
- (9)配線系統につき、設計図と現地の相違による配線更新等追加。
- (10) 照明ポール内のカットアウトスイッチの更新追加。
- (11) 売店電源ケーブル用の配管取り止め。
- (12) 臨時プラットホーム下の配管配線等の更新・撤去の追加(サイン・自火報・コンセント用)。
- (13) 照明器具 Hj101WP 用の PB 新設を追加。

#### 契約変更の理由

- (1),(2),(6),(9)施工前現地調査の結果による。
- (3)既設照明器具がコンセント付きであるが、同等照明器具が無くコンセントを新設する必要があったため。
- (4) 既設天井点検口では、天井裏の配線更新が出来ないことが判明したため。
- (5)施工前現地調査の結果により、貫通せずとも配線可能であることが判明したため。
- (7) 照明器具 LED 化により盤内ブレーカーが不要となったため。
- (8)施工性向上のため。
- (10), (12) 施工前現地調査の結果により、当該機器等の老朽化が顕著であることが判明したため。
- (11) 施工前現地調査の結果により、既設ケーブルラックを利用した別ルートでの配線が可能であることが判明したため。
- (13) 既設器具と新設器具の形状相違のため、PBが必要であったため。